

平成 19 年 3 月 30 日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号：8309 東証第一部)

公的資金（優先株式）の市場売却の申出について

公的資金の処分に関しては、預金保険機構より協議の申し入れがあり、これまで協議を行ってきた結果、経営の健全性の維持及び株式市場への悪影響の回避という観点から、当社としては第三種優先株式のうちの一部 370 億円（発行価額ベース）であれば処分が可能との判断に至ったことから、平成 11 年 3 月に「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき預金保険機構を通じ整理回収機構に引き受けいただいた上記優先株式について、関係当局に対して市場売却（売出し）を行うことを前提に主幹事証券会社の選定その他必要な措置をとっていただくよう申出を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 市場売却の方法

整理回収機構による取得請求権の行使を預金保険機構に承認いただき、取得請求により交付される普通株式を市場で売却（売出し）していただく方法を前提にしております。
売却にあたっては、広く投資家に対して売却していただきたいと考えております。

2. 市場売却の対象

第三種優先株式のうちの一部 370 億円（発行価額ベース）の取得請求により交付される普通株式（普通株式の株式数：約 82 百万株）

3. 市場売却の時期

市場環境を見極めつつ、できるだけ早期に売却を完了すべく関係当局との協議を進めてまいります。

以 上

【ご参考】第三種優先株式の概要

名称	第三種優先株式
発行株数	156,406,250 株
当初発行総額	2,502.5 億円
発行価額	1 株について 1,600 円
残余財産の分配	1 株について 1,600 円
転換価格	450 円
転換価格の修正条項	下方修正のみ
期中下限転換価格	450 円
転換価格の修正日	平成 20 年 8 月 1 日までの毎年 8 月 1 日
転換請求期間	平成 21 年 7 月 31 日まで
一斉転換日	平成 21 年 8 月 1 日

このお知らせは、公的資金(優先株式)の市場売却の申出について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、目論見書には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。